

No	サービス種別	標題	質問内容	回答	総合事業Q&A【平成28年12月20日版】
1	介護予防通所介護	住所地特例及びみなし指定について	①当事業所は、岡山市にありますサービス付き高齢者住宅に併設されているデイサービスです。入居中の方の住所地特例扱いはないでしょうか。（現在は支援の方でデイサービス利用中です。） ※住所地はまだ変更しておりませんが変更可能です。 ②現在、岡山市の指定を受けて、地域密着通所介護、介護予防通所介護事業を行っています。申請なく総社市の総合事業のみなし指定も受けられるのでしょうか？（同じ事業所で、岡山市と総社市と2つの指定を受けられるか。）	①住所をサービス付き高齢者向け住宅に異動することにより、介護保険は住所地特例となります。 ②総社市Q&A【共通】問1のとおりです。 旧介護予防サービスについては、指定介護事業所の指定年月日によって手続きが必要となり、通所型サービスA及び通所型サービスCについては新規の指定申請等の手続きが必要です。	【訪問型サービス・通所型サービス共通】問1
2	通所型サービスA	①定員について ②食事提供について	①現在利用定員10名ですが、機能訓練スペースが40.88㎡あるので、13名まで可能です。→通常デイ利用定員10名・サービスA3名というようにしてもいいのでしょうか。 ②9:30～12:00をサービス提供時間とします。（バイタルチェック、体操、レク、脳トレなど） 12:00～ボランティアとして、デイで通常利用の方の話し相手や食事の配膳、片付けなどを行っていただく。昼食は実費（通常利用者と同額）いただく。送りはなしで、各自の迎えや雪舟くん等を利用して帰っていただく。（だいたい13:00～14:00位には帰っていただく）⇒12:00以降はサービスAの利用者ではなく、サービスAの利用者ではなく、ボランティアという形ならば、昼食を提供してもいいか？	①お見込みのとおり提供可能です。ただし、一体的に提供する場合、利用定員が合わせて11名を超えますので看護職員の配置が必要となります。 ②サービスAの提供終了後に介護保険外での食事の提供は可能です。ただし、当該利用者（サービスA）に食事等に関する介助等を通所介護の職員が行った場合、通所介護の勤務時間から除く必要があります。また、費用負担については、事前に重要事項説明書等により説明と同意が必要です。 ボランティアについては、通所介護のサービス内容の範囲外であれば実施可能です。	【通所型サービス】問1 8、問19
3	通所型サービスA	利用回数について	週1～2回程度となっていますが、程度＝3回のサービス提供も可能か。	通所型サービスAについては、【事業対象者・要支援1】の方については、週1回まで、【要支援2】の方については週2回までのサービスです。	
4	通所型サービスA	サービス内容について	サービスのゴール、終了はどの様にお考えなのでしょうか？	サービスの提供については、適切なケアマネジメントにより実施されるものであり、個々の利用者の状況等を踏まえ、目標を設定し、サービス提供を行いますので、画一的な基準を設定するものではありません。	
5	通所型サービスA	サービス単価について	卒業になった場合、利用者の頑張りも評価されるべきだと思いますが、事業所の実施結果、成果も評価に値されるべきだと思います。	通所型サービスAについては、必ずしも卒業という概念で提供されるサービスではありません。	
6	通所型サービスA	サービス単価について	送迎は所要時間から外すのでしょうか？車の乗り降り、他の方とのコミュニケーション作りの場としても、車中とか有効だと思いますが。	現行の通所介護と同様の考え方です。各種通所型サービスについて送迎を一体的に行うことは可能です。	
7	通所型サービスA	サービス単価について	通所型サービスAには送迎減算があるが、他の通所サービスと送迎を一緒に行うことは可能か。	各種通所型サービスについては送迎を一体的に行うことは可能です。	【通所型サービス】問6
8	通所型サービスA	人員基準について	利用者15人までは専従1人以上とは・・・例えば、午後2時から2.5時間のサービス提供を行った場合、その2.5時間の間従業者1人が専従で対応すればいいということになりますが、この考えでいいのですか？ 午前5人に対し、2.5時間サービス提供を行う場合も、2.5時間のサービス提供時間内従事者が1人以上配置されていけばいい、ということですね？	お見込みのとおりです。 旧介護予防サービス（通所介護）等と一体的に提供する場合の人員配置については、ガイドラインP104をご参照ください。	
9	通所型サービスA	運営について	利用者の健康管理はどの様に考えればよいのでしょうか？例えば、現行予防の利用の方には、バイタルチェックを行い、必要に応じて、健康相談や生活相談、時には、ご家族に対しても受診の必要性とかには、連絡をとって対応をしていますが、サービスAの方に対する必要性はどの様なのでしょうか？本案を見る限りでは、所要時間を訓練に充てることと、送迎だけで、繋がりが見えないか？ バイタルのチェックもなしに到着即機能訓練でいいのでしょうか？ もっと具体的には、高齢者の場合、発見し難い部位での皮膚トラブルなどよく見受けられます。予防の場合は、生活相談員、看護職員等が連携し、家族へ、専門医への受診を勧め、経過に関しても継続させ、治癒に至るケースはよくあります。サービスAは、機能訓練のみですので、そうした発見までも至らないのではないのでしょうか？	日常生活上の支援（相談・助言、健康状態の確認など）も通所型サービスAにおいて必須としていますので、機能訓練のみを実施するものではありません。	
10	通所型サービスA	その他	現行の予防の方と、サービスAに移行される方々について、みなしに移行される方はいいのですが、サービスAに移管される方々のアセスメントは十分に配慮して頂くことを強く願っています。 特に老々介護であったり、独居であったり、表面的には、健康であっても、見えない部分、体だけに留まらず、精神面においても配慮が必要で、この見えない部分をいかに把握して、健全なる予防につなげることがとても重要なことだと思っています。	サービスの提供については、適切なケアマネジメントにより実施されるものですので、画一的な基準で通所型サービスAに移管するものではありません。	
11	通所介護	更新時期について	この制度の更新時期（料金の変更等）は示されますか？	総合事業における ①実施事業等については、高齢者福祉計画・介護保険事業計画との整合性を図りながら、随時、見直しを行うことを検討しています。 ②報酬改定については、介護報酬改定時に報酬改定を行うことを検討しています。	
12	通所介護	入浴について	入浴が必要な方であれば、現行相当の通所介護費ですか？	お見込みのとおりです。 個々のケアマネジメントにおいて、通所サービスにおける入浴の必要性は検討されます。	
13	通所型サービスA	提供時間について	2～3時間でなくてもよいのでしょうか？例えば、他のサービスと同時に予定のサービス事業所であればその時間で対応してよいのでしょうか？難しければ、その場合、延長料金の設定してもよいのでしょうか？	2時間以上3時間未満のサービスです。 報酬として延長サービスの単価は設定しませんが、介護保険外のサービスとして提供し、料金を徴収することは可能です。費用徴収等に関しては、重要事項説明書等により事前に説明と同意が必要です。	【通所型サービス】問1 8、問21
14	通所型サービスA	事業所指定について	緩和型、単体での事業所指定も可能ですか？その時に、広域型の通所介護にあるサテライト等の考え方で、人員を緩和はありますか？看護師や管理者等。	単独での事業所指定も可能です。 サテライト型事業所については、既に人員基準等を緩和していることから、さらに緩和したサテライト事業所については設定しません。	【通所型サービス】問22
15	通所型サービスA	入浴について	入浴は原則なしと考えてよいですか？	お見込みのとおりです。	
16	通所型サービスC	人員基準について	PT・OTを配置基準が過剰配置のような気がします。通所への基準よりもはるかに手厚い配置になっています。市は、どういうC型サービスをイメージされていますか？例えば ①利用者の運動機能の評価を行う運動指導。 ②個別での訓練を行う。 ①であれば、確認・指導で手厚くしなくても良いのでは？ ②であれば基準上ぐらいが妥当ですが、介護予防ではない気がします。 また、Q&Aの配置基準では、同時に行う事業であっても、専属でPT・OTを配置しないといけないようで、介護や現行相当と同様、同時に行う事業ならば、同じ扱いにしてはどうでしょうか。	総社市における通所型サービスCについては、旧介護予防通所サービスとの一体的なサービス提供を可能とします。	【通所型サービス】問8
17	通所型サービスC	サービス単価について	単位数が少ないのでは。9回利用しないと、現行相当の加算ありに届かない試算です。	旧介護予防通所サービスとは対象者、サービス提供に関する考え方が異なりますので、旧介護予防サービスとは異なる単価を設定しています。	
18	共通	ケアマネジメントについて	通所介護と通所型サービスA型とのケアマネジメントが難しいのでは？	地域包括支援センターが適切にケアマネジメントを実施していきます。地域包括支援センターに対しては、市が必要に応じて指導・助言をしていきます。	

No	サービス種別	標題	質問内容	回答	総合事業Q&A【平成28年12月20日版】
19	共通	個別ケア会議について	個別ケア会議のルール等をしっかり設置する必要があるのでは？事業所によってサービスに関する考え方が異なるのでは？	個別ケア会議は、多職種協同により、対象の被保険者に必要な支援を検討するものです。検討の結果により、必要に応じてケアプランの変更等がなされるものであり、サービスの選定を行う場ではありません。個別ケア会議の開催に関するルール作りは行っていく必要があると考えています。事業所によってサービスに関する考え方が異なるよう、サービスAの従事者については研修の受講を必須としています。また、主催する地域包括支援センター職員の質の向上、統一を図ります。	
20	共通	サービスの併用	この通所型サービスは、それぞれ併用できないのでしょうか？	通所型サービスの併用は不可とします。	【通所型サービス】問4
21	共通	サービスの併用	通所は通所型サービスAで、訪問は現行相当等の矛盾したサービス提供も考えられますか？	本市では訪問介護について緩和型サービスの提供を実施しませんので、そのようなサービス提供も考えられません。	【通所型サービス】問4
22	設備基準	共有スペースについて	①例えばトイレを共通して使用する場合、共有スペース（設備）として県に変更届を出す必要があるのか？ ②①の場合、サービス提供スペースからトイレまでの通路の確保が必要となるか？	通所介護と一体的に提供する場合については、変更届の提出は不要であり、通路等についても確保する必要はありません。通所介護と単位を分けて提供する場合については、変更届の提出が必要であり、通路等についても確保する必要があります。	【通所型サービス】問23
23	人員基準	常勤基準について	問2で示された曜日別のサービス提供について、現行サービス（月・水・金）とした場合、介護サービスの人員基準で「常勤」を満たさない事になるのではないかと？	同一の事業者によって行われる、当該事業所と一体的に運営される事業所の職務であるため、それぞれに係る勤務時間の合計数が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものと考え、曜日を分けて営業しても「常勤」とみなせます。	【通所型サービス】問18
24	通所型サービスA	サービス内容について	2～3時間のサービス時間内で、食事や入浴を提供することは可能か？またその場合、食事・入浴の部分の料金は設定可能か？	サービス提供中の食事、入浴はできません。サービスAの提供終了後に介護保険外での食事の提供は可能です。ただし、当該利用者に食事等に関する介助等を通所介護の職員が行うことはできません。また、費用負担については、事前に重要事項説明書等により説明と同意が必要です。	【通所型サービス】問24
25	通所型サービスA	送迎減算について	送迎なしの片道減算47単位について、提供時間が3時間を超えた場合、減算の対象になるのか？	提供時間が3時間を超えた場合においても、送迎を実施した場合は減算不要です。	【通所型サービス】問25
26	通所型サービスC	設備基準	総社市介護予防・日常生活支援総合事業Q&Aの間8についてご検討いただきたい内容を書かせて頂きます。短期集中予防サービスの人員基準や定員については規則に従って実施しますが、設備基準については部屋を共用して同時間帯に実施する（共用して実施する部屋・時間帯がある）ことをご検討いただきたいです。共用して実施できることでサービスの質や適切なリハビリ選択を行うことができ、より効果的なリハビリ・予防活動につながると思います。プログラムの構築や提供等は専門職（作業療法士・理学療法士）が適切に関わり、短期集中型の適応者のグループの対応を時間内に行っていきます。ご検討よろしくお願ひ致します。	総社市における通所型サービスCについては、現行相当サービス、通所型サービスAとの一体的なサービス提供を可能としますので、各種サービス提供に支障がない範囲で、部屋を共用して同時間帯にサービス提供を実施することも可能です。	【通所型サービス】問8
27	通所型サービスA	サービス内容について	3時間を超越サービス提供可能か？	報酬として延長サービスの単価は設定しませんが、介護保険外のサービスとして提供し、料金を徴収することは可能です。費用徴収等に関しては、重要事項説明書等により事前に説明と同意が必要です。	【通所型サービス】問18、問21
28	通所型サービスA	食事について	実費負担にて、食事（おやつ）を提供する事は可能か？	サービス提供中に食事を提供することはできませんが、サービスAの提供終了後に介護保険外での食事の提供は可能です。ただし、当該利用者に食事等に関する介助等を通所介護の職員が行うことはできません。また、費用負担については、事前に重要事項説明書等により説明と同意が必要です。	【通所型サービス】問18